

よくある質問とその回答



既に設置規制区域に設置している施設についても、許可申請が必要ですか。



既に設置している施設については許可申請は不要ですが、事業概要届出書と維持管理報告書の提出が必要です。
詳しくは再生可能エネルギー室にお問合せください。



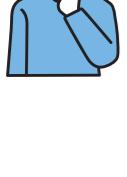
条例を遵守しなかったことによって処分を受けることはありますか。



条例が遵守されなかった場合、まずは、指導・助言を行い、条例を遵守するよう促します。それでも改善されなかった場合には、改善のための命令・勧告に続き、許可の取り消しや、事業者名等の公表を行うほか、5万円以下の過料が科されます。
このことにより、FIT認定が取消しになる可能性があります。



設置規制区域はどのように確認すれば良いですか。



設置規制区域は「宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)」から確認することができます。土砂災害警戒区域等確認マップで、「土砂災害特別警戒区域」、「砂防等各種指定地」を表示し、事業区域値が設置規制区域に該当するかどうかをご確認ください。



MIDSKIには、以下のURL又は右のQRコードからアクセスできます。
<https://www.dobokugis2.pref.miyagi.jp/webgis/>



条例に関するお問い合わせ先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 地域共生推進班

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

Tel:022-211-2332 / Fax:022-211-2669 / E-mail:pv-jourei@pref.miyagi.lg.jp

宮城県 太陽光 条例

検索

R6.1作成(第2版) このチラシはみやぎ環境税を活用して作成しています。



発電事業者の皆様へ、宮城県から大切なお知らせです

太陽光発電施設の設置等に関する条例 が施行されています



令和4年10月1日から、県内に太陽光発電施設^{*1}を設置する場合は**届出が必要です。**

また、設置規制区域内^{*3}への太陽光発電施設の設置は原則として**禁止**します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



*1 出力50kW以上の太陽光発電施設(建築物の屋根又は屋上等に設置されるものを除く。) *2 既に設置済の太陽光発電施設についても届出等が必要になる場合があります
*3 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地

宮城県

条例制定の背景・目的

宮城県内ではFIT制度の創設以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進んできました。しかし、急速な導入拡大に伴い、住民から不安の声が寄せられるケースもあります。
2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、更なる導入が求められている太陽光発電が普及するには、地域との共生が欠かせません。
県では、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等の手続きを定めることにより、地域に受け入れられる太陽光発電事業の普及及び拡大に寄与することを目的に、本条例を定めました。

条例のポイント

01 対象となる施設

宮城県内に設置される出力50kW以上*の太陽光発電施設(建築物の屋根又は屋上等に設置されるものを除く。)

*出力とは、太陽光パネルの合計出力及びパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方をいいます。

※実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で複数の太陽光発電施設に分割して設置する場合は、合算した出力により判断します。詳しくは、手引書をご確認ください。手引書はホームページに掲載しています。ホームページへは問い合わせ先欄にあるQRコードからアクセス可能です。



02 設置規制区域について

下記の区域内では、太陽光発電施設は原則設置禁止となります。

例外的に設置する場合には、知事の許可が必要です。



03 事業計画届出書の提出(設置規制区域外に設置する全ての太陽光発電施設が対象です)

以外の場所に太陽光発電施設を設置する場合も、あらかじめ県への事業計画届出書の提出が必要です。

事業計画届出書には、事業者名や事業区域、出力、管理者等の基本情報のほか、地域住民等への説明状況、維持管理等の計画などについて記載することとなります。記載例はホームページに掲載していますので、ご活用ください。

04 全ての事業者で必要となる事項

太陽光発電事業を実施する前に、地域住民等に対し、事業計画について丁寧に説明を行う必要があります。
また、維持管理等の計画を策定・公表し、事業を実施する間、当該計画に基づく適正な維持管理等を行うとともに、その内容を記録し、適切に保管するほか、事業を廃止する際は、事前に県への廃止届の提出が必要です。

条例が遵守されない場合には、指導・助言等の手続きを経て、許可の取消しや事業者名等の公表及び過料の徴収等の罰則が適用されます。このことにより、再エネ特措法による事業計画認定(FIT・FIP認定)が取消しになる可能性があります。

条例に基づく手続きフロー

設置規制区域内の場合(原則設置禁止)

設置規制区域外の場合

事業計画段階(着工前)

工事中

稼働中

廃止

地域住民や関係自治体等への説明・関係法令に基づく手続き(共通の手続き)

- 住民の生活や周辺環境等に留意し、事業区域についてよく検討した上で、事業検討の初期段階から十分な情報提供等に努めるとともに、事業計画の内容を地域住民等に丁寧に説明する必要があります。
- 説明を行う中で意見が寄せられた場合には、必要な措置を講じるよう努めてください。
- これ以降の段階であっても、事業計画に変更があった場合など、必要に応じて説明を行ってください。
- 他法令で関連するものがある場合には、関係機関への相談や手続き等を行うほか、国の事業計画策定ガイドライン等を遵守して計画を立ててください。

許可申請

- 当該区域は土砂災害の恐れがある区域です。
事業の実施に当たっては十分な検討を行ってください。
- 許可申請を行う場合は、必ず、事前に県へ相談の上、スケジュールに余裕を持って申請してください。
- 事業計画に変更が生じた場合には、その内容によって変更許可申請又は届出を提出する必要があります。

県の審査・許可

- 工事を開始する前に、あらかじめ県に工事に着手する旨の届出を行ってください。
- 着手届には工事の責任者や緊急連絡先等を記載してください。
- 工事を中止する場合には、県に届出を提出してください。
- 工事中や稼働後に事故が発生した場合には、県に報告する必要があります。

工事着手届の提出

工事完了届の提出

- 稼働後は、太陽光発電設備が安全に発電し続けられるよう、適切な維持管理を行う必要があります。
- 保守点検や草刈り等の維持管理は、計画を立て、その計画に則って実施してください。
- 維持管理等の計画は、地域住民等が容易に確認できる方法で公表してください。
- 点検等を行った場合には、その内容を記録してください。立入検査等を行う場合には、記録類を確認します。

承継届の提出(共通の手続き)

- 発電事業を第三者に譲渡または売却するなどで、事業者が変更になったときは、新たに事業を承継することとなった事業者は、承継があった日から30日以内に、事業者名等を記載した承継届を県に提出する必要があります。
- 本条例による義務は、承継した者が負うこととなります。

廃止届の提出(共通の手続き)

- 発電事業の廃止が決まったら、撤去等を行う前に、廃止後の土地の利用計画等を記した廃止届を県に提出する必要があります。
- 廃止後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し、廃棄物を適正に処分するとともに、事業に使用した土地の緑化を行うなど、周辺環境に配慮してください。

*主な手続きを記載しています。これ以外にも届出等が必要になる場合があります。手続きの詳細については県のホームページをご覧ください。